

サンシェア和's 運営規程

この規程は、社会福祉法人太陽福祉会が設置運営するサンシェア和'sの管理・運営について、必要な事項を定めるものである。

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設するサンシェア和's（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業、第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 本事業所は前条の目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。

2 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、職員との信頼関係を基調とする適切な処遇について不断の努力を行う。

(事業所の名称と所在地)

第3条 本事業所の名称

サンシェア和's

2 本事業所の所在地

京都府京丹後市久美浜町湊宮10467番地の390

(従業者の職種及び員数)

第4条 本事業所に置く従業者は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 管理者 | 1名（介護職員と兼務） |
| (2) 生活相談員 | 1名以上（介護職員と兼務） |
| (3) 介護職員 | 6名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上（機能訓練指導員と兼務） |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名（看護師と兼務） |

2 前項に定める者のほか必要に応じその他の従業員を置くことができる。

(従業者の職務の内容)

第5条 従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対する必要な指揮命令を行う。

・・・おやつ代100円

3 前項のその他費用の支払いを受ける際には、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書で得るものとする。

(利用料の減免)

第9条 法人理事長は、利用者の属する世帯が、災害、疾病その他特別の事情により生計が著しく困難であると認められた場合は、利用者の申請に基づき利用料（但し、基本利用料を除く。）を免除することができる。

2 前項の規程による減免の手続方法などについては別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第10条 京丹後市久美浜町内及び網野町木津・浜詰とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は以下の通りとする。

京丹後市峰山町・豊岡市・網野町（木津・浜詰を除く）・・・200円

京丹後市大宮町・京丹後市弥栄町・京丹後市丹後町・その他の地域・・・300円

(営業日及び営業時間)

第11条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日

毎週 月～金曜日

ただし、12月31日～1月3日は除く。

2 営業時間

午前9時20分～午後4時20分

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、本事業所の利用に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(2) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

(3) 健康に留意し、施設で行う健康診断については、特別な理由が無い限り努めて受診するものとする。

(4) 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(5) 指定した場所以外での火気の取扱い、施設、設備の破壊、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害する行為を行ってはならない。

(緊急時の対応方法)

- 第13条 従業者は、利用者に緊急事態が生じたときは緊急時対応マニュアルに基づき、主治医、または協力医療機関へ連絡するとともに、適切な判断のもと迅速に対応する。
- 2 緊急訓練と勉強会を年1回以上行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 2 前項の実施については、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

- 第15条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

- 第16条 本事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
 - (2) 継続研修 必要に応じ随時
- 2 本事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 3 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、日常的な事業運営の実施明細については、別に管理者が定める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太陽福祉会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する

令和 3年 4月 1日改正
令和 3年 6月 18日改正
令和 3年 8月 1日改正
令和 4年 2月 21日改正
令和 5年 4月 1日改正
令和 6年 3月 1日改正